

習志野市教育委員会第5回定例会

日時: 令和4年5月25日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
※(1) 臨時代理の報告について (令和4年度教育費予算案(6月補正)について)	(教育総務課) 6
(2) 令和4年度育英資金受給者の決定について	(学校教育課) 1
※(3) 臨時代理の報告について 【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校教員用 タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター)】	(習志野高等学校) 7
(4) 令和4年度学校行事等について	(指導課) 2
※(5) 令和4年度習志野市学校評議員の委嘱について	(指導課) 8
(6) 新習志野公民館における指定管理者について	(中央公民館) 3
3 議決事項	
※議案第17号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 9
議案第18号 令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について	(学校教育課) 4
※議案第19号 令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について	(指導課) 10
※議案第20号 習志野市社会教育委員の委嘱について	(社会教育課) 11
※議案第21号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について	(中央公民館) 12
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和4年6月22日(水)午後1時30分	5
5 その他	

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第5回定例会 議案概要

【報告事項(1)、(3)及び(5)並びに議案第17号及び議案第19号ないし議案第21号については非公開の見込み】

報告事項(1)【非公開予定】

臨時代理の報告について
(令和4年度教育費予算案(6月補正)について)

・令和4年度教育費予算案(6月補正)について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(2)

令和4年度育英資金受給者の決定について

・令和4年度育英資金受給者の決定について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

臨時代理の報告について
【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター)】

・習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンターの取得を市長に申し入れることについて臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(4)

令和4年度学校行事等について

・令和4年度学校行事等について、報告するものです。

報告事項(5)【非公開予定】

令和4年度習志野市学校評議員の委嘱について

・令和4年度習志野市学校評議員の委嘱について、報告するものです。

報告事項(6)

新習志野公民館における指定管理者について

・新習志野公民館における指定管理者について、報告するものです。

議案第17号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第18号

令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

・習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものです。

議案第19号【非公開予定】

令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

・令和5年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものです。

議案第20号【非公開予定】

習志野市社会教育委員の委嘱について

・社会教育法第15条並びに習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条の規定により、委嘱するものです。

議案第21号【非公開予定】

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

・社会教育法第29条及び第30条並びに習志野市教育機関設置及び管理に関する条例第9条の規定により、委嘱するものです。

報告事項(1)

臨時代理の報告について

(令和4年度教育費予算案(6月補正)について)

習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症対策に要する予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年5月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和4年度教育費予算案(6月補正)説明書

(1) 歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費 (申入れ額)	事業費 (確定額)	財源内訳				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.1.3 (総合教育センター)	情報教育推進事業	【財源調整】 オンライン授業の実施にあたり、著作物の利用において必要となる授業目的公衆送信補償金を支払う。 オンライン授業を円滑に実施することができるよう、ICT支援員を活用して教員の支援を行い、教員の資質向上を図る。	0	0	41,651	0	0	0	△ 41,651
2	10.2.2 (指導課)	小学校教育指導事業	【財源調整】 臨時休業時にも充実した学習が行えるよう、自閉症・情緒学級に学習者用デジタル教科書を整備する。	0	0	469	0	0	0	△ 469
3	10.2.2 (総合教育センター)	小学校パソコン推進事業	【財源調整】 オンライン授業の実施にあたり、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対してモバイルルーターを貸与し、通信費を負担する。	0	0	411	0	0	0	△ 411
4	10.3.2 (指導課)	中学校教育指導事業	【財源調整】 臨時休業時にも充実した学習が行えるよう、自閉症・情緒学級に学習者用デジタル教科書を整備する。	0	0	154	0	0	0	△ 154
5	10.3.2 (総合教育センター)	中学校パソコン推進事業	【財源調整】 オンライン授業の実施にあたり、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対してモバイルルーターを貸与し、通信費を負担する。	0	0	291	0	0	0	△ 291
6	10.6.3 (中央公民館)	公民館施設整備事業	新型コロナウイルス感染症対策として、施設の窓を常時開放して換気を行うため、窓に網戸を設置する。 施設設備工事 4,252千円	4,252	4,252	4,252	0	0	0	0
7	10.6.4 (中央図書館)	図書館施設整備事業	新型コロナウイルス感染症対策として、施設の窓を常時開放して換気を行うため、窓に網戸を設置する。 施設設備工事 1,747千円	1,747	1,747	1,747	0	0	0	0

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費 (申入れ額)	事業費 (確定額)	財源内訳				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
8	10.6.5 (社会教育課)	放課後子供教室事業	新型コロナウイルス感染症対策として、施設の窓を常時開放して換気を行うため、窓に網戸を設置する。 施設設備工事 545千円	545	545	545	0	0	0	0
9	10.7.3 (生涯スポーツ課)	体育施設整備事業	新型コロナウイルス感染症対策として、施設の窓を常時開放して換気を行うため、窓に網戸を設置する。 施設設備工事 1,100千円	1,100	1,100	1,100	0	0	0	0
10	10.7.4 (学校給食センター)	給食センター賄材料費	コロナ禍における原油価格・物価高騰等による賄材料費への影響に対応するため、増額補正を行う。 賄材料費 6,565千円	6,565	6,565	6,565	0	0	0	0
11	10.7.5 (学校教育課)	単独校給食賄材料費	コロナ禍における原油価格・物価高騰等による賄材料費への影響に対応するため、増額補正を行う。 賄材料費 10,548千円	10,548	10,548	10,548	0	0	0	0
合 計				24,757	24,757	67,733	0	0	0	△ 42,976

補正前の額	補正額	補正後の額
8,008,419	24,757	8,033,176

報告事項(2)

令和4年度育英資金受給者の決定について

習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和4年度育英資金受給者決定について、別紙のとおり報告する。

令和4年5月25日報告

**習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆**

令和4年度 育英資金受給者の決定について

1 目的及び給与額

資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を給与し、もって教育の機会均等に寄与すること。

給与額 月額 9,900円(年額118,800円) 生徒本人名義の口座へ毎月振込

2 選考について

(1) 募集人数

予算の範囲内(上限20人)に対して、令和4年4月1日(金)～4月15日(金)土日を除く期間において募集を行ったところ20名(新規申請者:13名 継続申請者:7名)が申請を行った。

(2) 選考基準

令和2年度に選考基準を見直し、中学校3年時の成績を生かして申請できるようになった。

選考基準

①か②のどちらかで全教科を平均した値が、5段階評価で3.8以上あれば申請可
 高1で申請を希望する者 ①中3の成績
 高2で申請を希望する者 ①中3の成績 もしくは ②高1の成績
 高3で申請を希望する者 ①中3の成績 もしくは ②高1、高2の成績の平均

(3) 選考委員会(令和4年4月19日 開催)

(ア) 選考委員会

教育長・学校教育部長・生涯学習部長・学校教育部次長・教育総務課長・指導課長
 学校教育課長・学校教育課管理主事

(イ) 協議内容

- ①面接と作文を重視したこと。その結果、学業成績が優良であるとともに品行方正な生徒と、将来の夢を見据え、大学進学に向けて学業に励んでいる生徒がいること。
- ②申請者20名全員が基準を満たしていたため、受給の対象としたこと。
- ③面接や作文では減点対象となる生徒が少なく、全体的に誠実さが感じられたこと。

(ウ) 選考結果

20名を受給者として承認した。

3 受給者について

令和4年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	6名	0名	6名	3.9
2年生	1名	0名	1名	4.6
1年生	13名	13名	—	4.2
合計	20名	13名	7名	

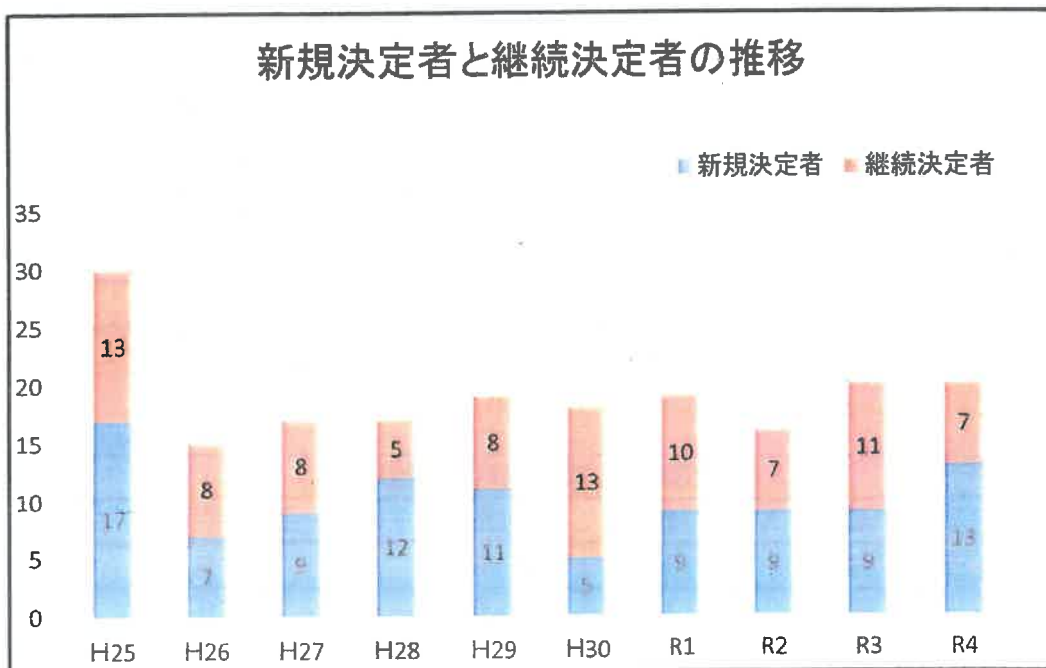
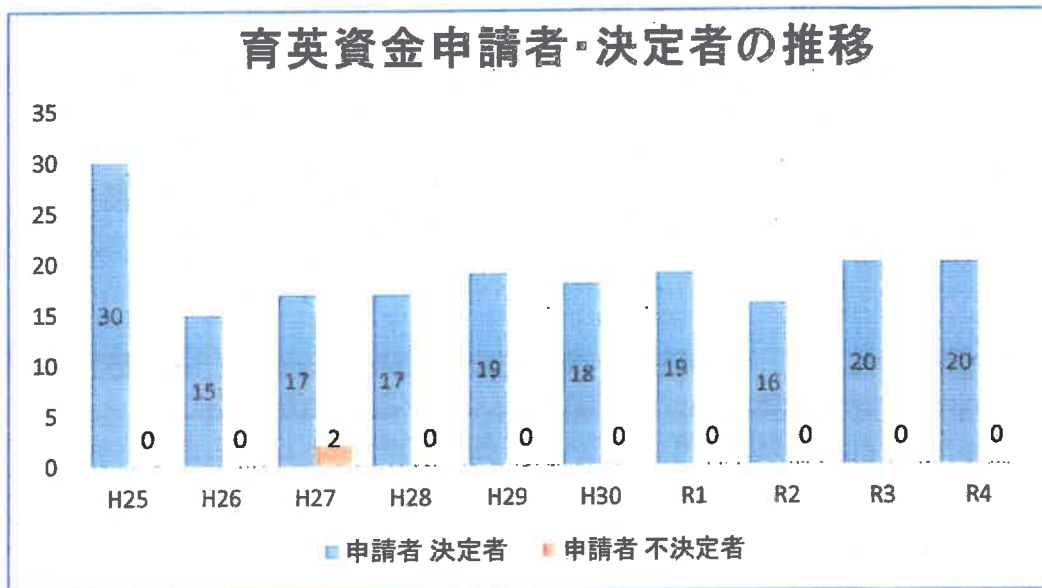
* 参考

令和3年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	9名	4名	5名	3.8
2年生	7名	1名	6名	4.1
1年生	4名	4名	—	4.5
合計	20名	9名	11名	

育英資金申請者・決定者の推移

(人)

年度	申請者			年度	決定者	
	決定者	不決定者	小計		新規決定者	継続決定者
H25	30	0	30	H25	17	13
H26	15	0	15	H26	7	8
H27	17	2	19	H27	9	8
H28	17	0	17	H28	12	5
H29	19	0	19	H29	11	8
H30	18	0	18	H30	5	13
R1	19	0	19	R1	9	10
R2	16	0	16	R2	9	7
R3	20	0	20	R3	9	11
R4	20	0	20	R4	13	7



報告事項(3)

臨時代理の報告について

【財産の取得について(習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンター)】

習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ、モノクロレーザープリンターの取得を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年5月25日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

財産の取得について

(習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナルコンピュータ及び
モノクロレーザープリンター)

- 1 取得する財産の表示 習志野市立習志野高等学校教員用タブレットパーソナル
コンピュータ及びモノクロレーザープリンター
- 2 取得の目的 習志野市立習志野高等学校における校内ネットワーク
環境の整備
- 3 取得の方法 制限付き一般競争入札
- 4 取得価格 28,655,000円
- 5 取得の相手方 習志野市大久保二丁目4番5号
(株)ミツワ堂
代表取締役 鈴木 和弘

報告事項(4)

令和4年度学校行事等について

令和4年度の学校行事等について、別紙のとおり報告する。

令和4年5月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和4年度学校行事等について

令和4年度の学校行事等は以下のように実施する予定である（一部実施済み）。

1 運動会・体育祭、修学旅行について

		今年度	昨年度
運動会・体育祭	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校児童で実施 （3校は学年等で分散実施） ・保護者は人数を制限して参観 （各家庭2名までが多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとに行うなど、少人数で感染症対策を講じて実施。保護者の参観なしの学校が多かった。
	中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒で実施 ・保護者は人数を制限して参観 （各家庭2名までが多い） 	
修学旅行	小学校	全校とも日光方面 1泊2日で実施予定 （9月末～11月末）	県外で実施… 11校 県内に変更… 5校 ※1泊2日または日帰り
	中学校	全校とも京都・奈良方面 2泊3日で実施（実施予定） <実施済み> 3校 <実施予定> 4校（5月末～6月）	県外で実施… 5校 県内に変更… 2校 ※1泊2日または日帰り

2 千葉県教育庁葛南教育事務所・習志野市教育委員会合同訪問について

(1) 実施目的

「学習指導要領」「第3期千葉県教育振興基本計画」の趣旨に照らし、葛南教育事務所と市教育委員会が連携を図りながら訪問校の教育環境や授業実践等を踏まえた指導・助言を行い、学校教育活動の質の向上を図る。

(2) 指導について

教科ごとに葛南教育事務所の指導主事と市教育委員会の指導主事が共に授業を参観したうえで、合同で指導に当たる。教育事務所・市教育委員会それぞれの指導の重点は、次のとおりである。

<葛南教育事務所・指導の重点>

- ①ICTの効果的な利活用及びユニバーサルデザインの視点（特別支援教育の視点を含む）を取り入れた授業改善を進める。
- ②「全国学力・学習状況調査」の分析結果を全教職員で共有し、全校体

制による継続的な取組を推進する。

＜習志野市教育委員会・指導の重点＞

学力向上のための授業づくりとして、以下のとおり「習志野学びずむ」の推進をめざす。

- ①本気時間（児童生徒が集中して全力で取り組む時間）の設定
- ②広がりや深まりのある発問
- ③構造的な板書
- ④「写す」から「つくる」へと意識を変えるノート
- ⑤日常的に活用するICT（タブレット端末、デジタル教科書等）

(3) 令和4年度実施予定

No.	学校名	実施予定日
1	津田沼小学校	6月30日（木）
2	鷺沼小学校	7月6日（水）
3	第一中学校	10月18日（火）
4	大久保小学校	1月23日（月）
5	向山小学校	1月31日（火）

(4) 当日の日程及び時程（予定）

	小学校	中学校
経営重点説明 ※校長からの学校経営の重点等の説明	10:10～10:25	10:10～10:25
授業展開1	10:35～11:20	10:35～11:25
授業展開2	11:35～12:20	11:40～12:30
分科会前打合せ会 ※葛南・市指導主事の教科指導のための打合せ	13:10～	13:20～
経営部会・分科会 ※経営部会（管理職等）及び教科ごとの指導	14:00～15:30	
全体会	15:45～16:10	

(5) 感染症対策

①訪問者は朝の検温や健康観察を行い、マスクを着用する。また、市の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに沿った対応をする。

②控室や全体会議会場等はできるだけ大きな会場を依頼し、参加者同士が

3 令和4年度 千葉県教育庁葛南教育事務所長学校訪問について

(1) 実施目的

葛南教育事務所長が管内市立小・中学校を訪問し、教職員の人事及び学校管理運営について、各学校の実情を把握し、必要に応じて指導助言をする。

(2) 実施内容

葛南教育事務所が各教室及び校舎内外の施設を視察し、法定諸表簿を点検する。その後、訪問のまとめ（参加者：校長、教頭、教務主任、学年主任、事務担当）で、葛南教育事務所長が指導・助言をする。市教育委員会は、訪問校の教育活動全般において改めて指導・助言を行う。

(3) 令和4年度実施予定

No.	学校名	実施予定日
1	第二中学校	7月 4日（月）午前
2	袖ヶ浦西小学校	7月 4日（月）午後
3	第五中学校	9月26日（月）午前
4	香澄小学校	9月26日（月）午後
5	東習志野小学校	11月15日（火）午前
6	屋敷小学校	11月15日（火）午後

(4) 当日の日程及び時程（予定）

	午前	午後
学校着	9:50	13:25
挨拶・紹介	10:00～10:10	13:35～13:45
経営説明 表簿点検	10:10～10:30	
校内訪問	10:35～11:20	13:45～14:30
経営説明 表簿点検		14:35～14:55
訪問のまとめ	11:25～11:55	15:00～15:30

(5) 感染症対策

- ①訪問者は朝の検温や健康観察を行い、マスクを着用する。また、市の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに沿った対応をする。
- ②控室や訪問のまとめの会場等はできるだけ大きな会場を依頼し、参加者同士が十分な距離を取れるよう心掛ける。
- ③在校時間の短縮を図ることから、1校の訪問時間は2時間を目安とする。

報告事項(6)

新習志野公民館における指定管理者について

新習志野公民館における指定管理者について、別紙のとおり報告する。

令和4年5月25日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

新習志野公民館における指定管理者について（報告）

新習志野公民館の管理は、指定管理者が行っており、指定管理期間が令和4年度（令和5年3月31日）をもって終了することから、以下の方針により令和5年度からの指定管理者制度の更新を行う。

なお、公募手続きに係る募集要項、仕様書及び選定評価表については、教育委員会指定管理者候補者選定委員会において決定している。

1 指定管理者制度の更新及び事業者の選定方針

- ・ 指定管理者制度を更新する。
- ・ 指定管理者は、公募により選定する。
- ・ 指定管理期間は3年（令和5年4月1日から令和8年3月31日）とする。

主な理由

- ① 更新については、指定管理者制度を導入以後、良好な運営がされており、サービスの拡大及び経費の削減が図られていることから、今後も継続していくことが望ましい。
- ② 公募については、公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い維持管理や来館者へのサービス提供が期待できる。
- ③ 令和3年度から実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館を一括して指定管理者を選定したことで、サービスの平準化が図られ、経費の面でも、モニタリングに係る調査委託費用が削減される等、メリットが認められた。ゆえに、令和8年度から複数の公民館を一括した募集が可能となるよう、新習志野公民館の指定期間を3年とした。

2 スケジュールについて

令和4年度

日程	会議名等	内容
5月25日	教育委員会会議	指定管理者制度の更新の報告
6月15日	募集開始	広報習志野、ホームページ等で公表
7月～8月	公民館運営審議会	指定管理者制度の更新の報告
	社会教育委員会議	
9月～10月	生涯学習部指定管理者制度検討委員会	申請者面接
	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	指定管理者候補者の審査

裏面有

日程	会議名等	内容
10月26日	教育委員会会議	指定管理者候補者の選定と市長への申し入れ
10月下旬	庁議	指定管理者の指定についての議案を決定
11月中旬	社会教育委員会議	指定管理者候補者の決定の報告
11月～12月	市議会第4回定例会	指定管理者の指定 債務負担行為の設定
1月	基本協定書締結	締結後、事務引継ぎ開始
1月～3月	公民館運営審議会	指定管理者指定の報告
	社会教育委員会議	
	教育委員会会議	

令和5年度

4月 1日	管理運営開始	
-------	--------	--

議案第18号

**令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定
について**

令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項を別記のように制定する。

令和4年5月25日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項

第1 募集定員

全日制の課程	普通科	240名
	商業科	80名

第2 一般入学者選抜

普通科、商業科において、期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

1 応募資格

本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年習志野市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する通学区域に居住し、かつ、次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- （2）中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者

2 期待する生徒像

（1）全日制の課程（普通科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。
- ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

（2）全日制の課程（商業科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和5年2月8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月10日(金曜日)	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず習志野市立習志野高等学校を新たに志願しようとする者

イ 習志野市立習志野高等学校に出願している者で、志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

提出期間及び受付期間	受付時間
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

6 優先入学について

普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和5年3月卒業見込みの者を優先とする。

7 検査の期日

令和5年2月21日（火曜日）及び2月22日（水曜日）

8 検査の内容

(1) 第1日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

(2) 第2日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

イ 学校設定検査

検査内容については別に定める。

9 追検査

(1) 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和5年2月24日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月27日（月曜日）	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 検査の期日

令和5年3月1日（水曜日）

10 選抜方法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(2) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

11 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和5年3月3日（金曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

12 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和5年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和5年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和5年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(3) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日、受付時間

提出期日	受付時間
令和5年3月8日（水曜日）	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

イ 受付期日及び受付時間

受付期日	受付時間
令和5年3月9日（木曜日）	午前9時から午後4時30分まで

(5) 検査の期日

令和5年3月13日（月曜日）

(6) 検査の内容

面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査

(7) 選抜方法

ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則

として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和5年3月15日(水曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

中国等帰国生徒に対して、一般入学者選抜の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

1 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める資格を有する者で、かつ、保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)及び(3)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和5年2月21日(火曜日)

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の9に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の11に定めるところによる。

第4 その他

その他については、「令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。なお、不明な点がある場合は、習志野市教育委員会学校教育課に問い合わせること。

習志野市教育委員会 学校教育課
学校教育課 047(451)1133

令和5年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の変更点(参考資料)

令和4年度		令和5年度																											
<p>第2 一般入学者選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和4年3月修了見込みの者</p>	<p>第2 一般入学者選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者</p>	<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 8日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 9日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 10日(金曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで	<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 8日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 9日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 10日(金曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで										
提出期間	受付時間																												
令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで																												
提出期間	受付時間																												
令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで																												
<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年2月 9日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月 10日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月 14日(月曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和4年2月 9日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和4年2月 10日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和4年2月 14日(月曜日)	午前9時から正午まで	<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年2月 17日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月 18日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和4年2月 17日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和4年2月 18日(金曜日)	午前9時から午後4時まで	<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 15日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 16日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで	<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 15日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 16日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで
受付期間	受付時間																												
令和4年2月 9日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和4年2月 10日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和4年2月 14日(月曜日)	午前9時から正午まで																												
受付期間	受付時間																												
令和4年2月 17日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和4年2月 18日(金曜日)	午前9時から午後4時まで																												
受付期間	受付時間																												
令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																												
受付期間	受付時間																												
令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																												
令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																												

令和4年度		令和5年度													
5	<p>入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付時間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年2月17日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年2月18日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付時間	受付時間	令和4年2月17日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和4年2月18日(金曜日)	午前9時から午後4時まで	5	<p>入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付時間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月15日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月16日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付時間	受付時間	令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで
提出期間及び受付時間	受付時間														
令和4年2月17日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和4年2月18日(金曜日)	午前9時から午後4時まで														
提出期間及び受付時間	受付時間														
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで														
6	<p>優先入学について</p> <p>普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和4年3月卒業見込みの者を優先とする。</p>	6	<p>優先入学について</p> <p>普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和5年3月卒業見込みの者を優先とする。</p>												
7	<p>検査の期日</p> <p>令和4年2月24日(木曜日)及び2月25日(金曜日)</p>	7	<p>検査の期日</p> <p>令和5年2月21日(火曜日)及び2月22日(水曜日)</p>												
9	<p>追検査</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年2月28日(月曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月1日(火曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 検査の期日</p> <p>令和4年3月3日(木曜日)</p>	提出期間	受付時間	令和4年2月28日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和4年3月1日(火曜日)	午前9時から正午まで	9	<p>追検査</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月24日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月27日(月曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 検査の期日</p> <p>令和5年3月1日(水曜日)</p>	提出期間	受付時間	令和5年2月24日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月27日(月曜日)	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間														
令和4年2月28日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和4年3月1日(火曜日)	午前9時から正午まで														
提出期間	受付時間														
令和5年2月24日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和5年2月27日(月曜日)	午前9時から正午まで														

令和4年度	令和5年度								
<p>10 選抜方法</p> <p>(2)調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は</p>	<p>10 選抜方法</p> <p>(2)調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は</p>								
<p>11 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>令和4年3月7日(月曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p>	<p>11 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>令和5年3月3日(金曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p>								
<p>12 第2次募集等</p> <p>(2)応募資格</p> <p>「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者</p> <p>ア 令和4年度公立高等学校入学許可候補者となっている者</p> <p>イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和4年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者</p> <p>なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和4年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。</p> <p>(3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>イ 提出期日、受付時間</p> <table border="1" data-bbox="1220 1160 1316 2072"> <thead> <tr> <th>提出期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年3月10日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期日	受付時間	令和4年3月10日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	<p>12 第2次募集等</p> <p>(2)応募資格</p> <p>「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者</p> <p>ア 令和5年度公立高等学校入学許可候補者となっている者</p> <p>イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和5年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者</p> <p>なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和5年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。</p> <p>(3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>イ 提出期日、受付時間</p> <table border="1" data-bbox="1220 244 1316 1160"> <thead> <tr> <th>提出期日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年3月8日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期日	受付時間	令和5年3月8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
提出期日	受付時間								
令和4年3月10日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで								
提出期日	受付時間								
令和5年3月8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで								

令和4年度		令和5年度	
(4) 志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間		(4) 志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間	
受付 期 日	受付 時 間	受付 期 日	受付 時 間
令和4年3月11日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年3月9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで
(5) 検査の期日 令和4年3月15日(火曜日)		(5) 検査の期日 令和5年3月13日(月曜日)	
(6) 検査の内容 面接及び 別々に定める検査		(6) 検査の内容 面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査	
(7) 選抜方法 ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び 別々に定める検査の結果を 選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。 イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び 別々に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は 別々に定める。		(7) 選抜方法 ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び 別々に定める検査の結果を 選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。 イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。	
(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和4年3月17日(木曜日)午前10時 場所 習志野市立習志野高等学校		(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和5年3月15日(水曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校	
第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和4年2月24日(木曜日)		第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和5年2月21日(火曜日)	

令和4年度	令和5年度
<p>第4 その他 その他については、「令和4年度千葉県公立高等学校入学選抜実施要項」に準ずる。</p>	<p>第4 その他 その他については、「令和5年度千葉県公立高等学校入学選抜実施要項」に準ずる。</p>

議案第18号

令和5年度
習志野市立習志野高等学校
第1学年入学者選抜要項の制定について



第5回定例教育委員会会議
令和4年5月25日

【令和5年度 募集定員】

習志野市	普通科	240名
	商業科	80名

千葉県 千葉県教育委員会会議



大綱告示(7月初旬)



公立高校学級数確定



募集定員確定(8月下旬)



【令和5年度 習志野市立高等学校 第1学年入学者選抜日程】

＜検査＞ 令和5年2月21日(火)
22日(水)

＜追検査＞ 令和5年3月1日(水)

5

【検査の内容】

第1日目

教科	時間	配点
国語・数学 英語	国語・数学 各50分 英語 60分 (リスニング含む)	各教科 100点

第2日目

教科	時間	配点
理科・社会	各教科 50分	各教科 100点

学校設定検査⇒自己表現

【入学許可候補者発表日時】

令和5年3月3日(金)午前9時

場所:習志野市立習志野高等学校

* 昨年度はWEB発表有り

【要項の変更点】

10 選抜方法

(2)調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は_____別に定める



習志野市立習志野高等学校において別に定める。

【令和4年度入試状況】普通科

学校名	志望調査 (1月末)	志願数確定 (2月14日)
県立船橋	2.65	1.83
船橋芝山	1.37	1.23
船橋啓明	0.74	1.07
船橋二和	0.74	0.91
八千代東	0.94	0.92
津田沼	1.66	1.61
実籾	1.18	1.13
市立習志野	1.46	1.27
市立船橋	1.32	1.27
市立松戸	1.70	1.44
市立柏	1.09	1.06

【令和4年度入試状況】

千葉県県立高校

一般入学者選抜公立全日制志願者確定倍率

全体 1.11倍 普通科1.12倍 商業科0.96倍



習志野高等学校

普通科1.27倍 商業科1.38倍

習志野市内生合格 普通科 22.1%

文武両道

新教育課程 ⇒ 自己発展学習

- ・国語セミナー・数学セミナー・理科セミナー
- ・英語セミナー(英検等対策)
- ・ビジネス応用セミナー・情報セミナー

進学実績 ⇒ 4年制大学 241名
短大・専門学校 42名
留学 2名

文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍



表彰状

金賞 高等学校の部

習志野市立習志野高等学校殿

あなたがたは第45回全日本アンサンブルコンテストに東関東支部代表として出場し顕著の優れた成績をおさめられました。ここにその栄誉を称えて表彰します。

令和4年3月19日



選ばれる高等学校であり続けるため

- 市内中学校訪問
- 市内家庭教育学級
- 進学フェア参加
- 学校説明会(年間2回)
- 学校見学ツアー 計6回(オンライン含む)
- 学校ホームページの充実(目標:40万アクセス)

野 志 習

雑草の如く逞しく

議案第19号

令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

令和4年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を別記のように制定する。

令和4年5月25日提出

**習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆**

提案理由

令和5年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものである。

(設置)

第1条 八千代市教育委員会及び習志野市教育委員会(以下「関係市教育委員会」という。)は、葛南東部採択地区内の市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「関係市小中義務教育学校」という。)において使用する教科用図書の採択について協議を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき教科用図書葛南東部採択地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する教育委員
- (3) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する指導行政担当者
- (4) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の校長
- (5) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中義務教育学校の校長
- (6) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の保護者等

2 委員の任期は、令和4年8月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、関係市教育委員会の教育長の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、会長が属する教育委員会の事務局に、事務局長、書記及び会計を置き処理する。

2 副会長が属する教育委員会に会計監査を置く。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ、これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員1人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

4 この会議は、非公開とする。

(教科用図書選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第10条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、会議において協議し、出席した委員全員の一致によって決する。

2 出席した委員全員の一致によって決しない場合には、別紙1の方法により選定する。

(選定した教科用図書の報告)

第9条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会及び千葉県教育庁葛南教育事務所長に対して、選定した教科用図書に関して報告するものとする。

(研究調査委員)

第10条 協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、別表に掲げる研究調査委員を置く。

2 研究調査委員は関係市教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 研究調査委員長は種目ごとに委員の互選により定める。

4 研究調査委員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、研究調査委員長は会議に報告する。

(議事録等の公表)

第11条 会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(費用の負担)

第12条 協議会に要する費用の負担は、関係市教育委員会の協議により決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月25日から施行する。

(失 効)

2 この規約は、令和4年8月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この規約の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、八千代市教育委員会教育長が招集する。

別表 研究調査委員の構成

単位:人

	種目	習志野市	八千代市	計
1	特別支援教育	2	2	4
	合計	2	2	4

(参考)教科書採択のスケジュール

※義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令第15条による

種類ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

①文部科学省検定済教科書 … 4年ごとに実施 (検定→採択→使用開始の順で行う)

②特別支援学級等で使われる一般図書 … 毎年実施

(児童生徒の状況に応じて、適切な教科書を選ぶため)

年度(西暦) 区分		R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
小学校	検定	◎				◎	
	採択		△				△
	使用開始			○			
中学校	検定		◎				◎
	採択			△			
	使用開始				○		
特別支援 (一般図書)	採択	◇	◇	◇	◇	◇	◇

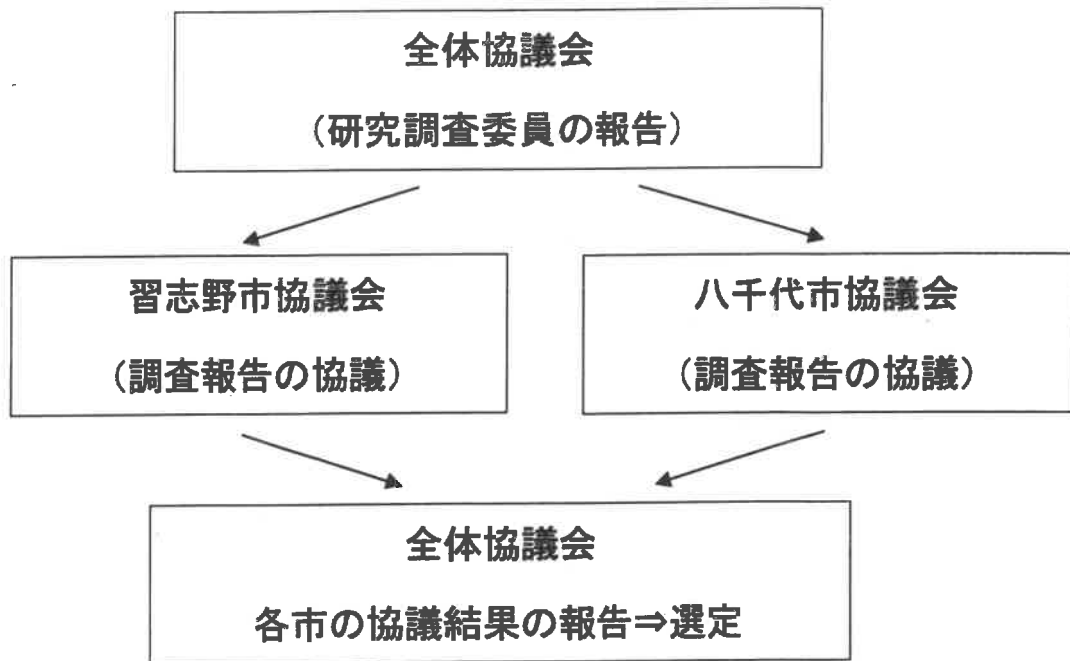
◎:文部科学省による検定

△:直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○:使用開始年度(小・中学校は原則として4年ごと)

◇:特別支援用一般図書の採択年度(次年度に使用開始)

別紙 1



※二市の選定結果が異なった場合の調整方法

